

第13回加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 決定事項等

日時 令和2年5月29日14:00～

○ 決定及び確認事項

1 臨時休館施設等の再開について

石川県の休業要請の解除により、6月1日（月）から、現在臨時休業中の59か所の市公共施設について、下記（1）、（2）に留意しながら再開することを決定しました。（別紙 新型コロナウイルスに係る施設の臨時休館表参照）

ただし、各業界団体が策定した感染拡大予防ガイドラインの対象となる施設では、そのガイドラインに基づき、感染拡大防止対策を徹底することとします。

なお、加賀市観光情報センター「KAGA 旅まちネット」窓口の対面案内についても6月1日（月）から再開します。

（1）利用者への注意喚起

- ① 発熱（37.5℃以上）のある人は利用しない
- ② マスクを着用する
- ③ 手洗いや手指の消毒をこまめに行う
- ④ 人と人との距離を確保する（2m（最低でも1m））
- ⑤ 収容定員がある施設では、その概ね5割までの人数で利用する
- ⑥ 貸館施設では、会議室の机の配置は対面を避けて教室型とし、対面の場合は正面で向き合わない
- ⑦ 貸館施設では、集会等の参加者を可能な限り記録する

（2）施設管理上の対策

- ① 施設の管理員はマスクを着用する
- ② 出入口に消毒液を配置する
- ③ 列ができる場所では、人と人との距離を確保するライン等を表示する
- ④ 接客場所（カウンター等）では、飛沫感染防止を行う
- ⑤ 部屋の十分な換気を確保する

2 市主催のイベント等の開催方針について

石川県の「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組について」に準じ、次の（1）～（3）の事項に留意して開催することとし、これを満たさないイベントは中止又は延期することを決定しました。

（1）3つの密を回避すること

（2）屋内：100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること

（3）屋外：200人以下かつ人と人との距離を十分に確保する（2m（最低でも1m））こと

- ① (2)及び(3)は、石川県のイベント開催方針が変更された場合は変更後の方針に準拠することとします。
- ② 開催する場合は、新しい生活様式を実践するよう留意します。

3 職員の分散勤務について

現在の分散勤務体制（在宅勤務・サテライト勤務・通常勤務）については、「感染防止」と「市の業務継続体制の確保」のため、当面の間、継続することについて確認しました。